

第18号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

国民健康保険税の税率改定を行うため提案する。

## 蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.9」を「100分の6.6」に改める。

第5条中「2万3,000円」を「2万5,000円」に改める。

第6条第1号中「第29条」を「第29条第1項」に、「2万2,700円」を「2万2,000円」に改め、同条第2号中「1万1,350円」を「1万1,000円」に改め、同条第3号中「1万7,025円」を「1万6,500円」に改める。

第7条中「100分の1.95」を「100分の2.2」に改める。

第10条第1号中「7,000円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「5,250円」を「6,000円」に改める。

第13条中「1万200円」を「1万1,000円」に改める。

第14条中「7,800円」を「6,000円」に改める。

第26条第1項第1号ア中「1万6,100円」を「1万7,500円」に改め、同号イ(ア)中「1万5,890円」を「1万5,400円」に改め、同号イ(イ)中「7,945円」を「7,700円」に改め、同号イ(ウ)中「1万1,918円」を「1万1,550円」に改め、同号エ(ア)中「4,900円」を「5,600円」に改め、同号エ(イ)中「2,450円」を「2,800円」に改め、同号エ(ウ)中「3,675円」を「4,200円」に改め、同号オ中「7,140円」を「7,700円」に改め、同号カ中「5,460円」を「4,200円」に改め、同項第2号ア中「1万1,500円」を「1万2,500円」に改め、同号イ(ア)中「1万1,350円」を「1万1,000円」に改め、同号イ(イ)中「5,675円」を「5,500円」に改め、同号イ(ウ)中「8,513円」を「8,250円」に改め、同号エ(ア)中「3,500円」を「4,000円」に改め、同号エ(イ)中「1,750円」を「2,000円」に改め、同号エ(ウ)中「2,625円」を「3,000円」に改め、同号オ中「5,100円」を「5,500円」に改め、同号カ中「3,900円」を「3,000円」に改め、同項第3号ア中「4,600円」を「5,000円」に改め、同号イ(ア)中「4,540円」を「4,400円」に改め、同号イ(イ)中「2,27

0円」を「2,200円」に改め、同号イ(ウ)中「3,405円」を「3,300円」に改め、同号エ(ア)中「1,400円」を「1,600円」に改め、同号エ(イ)中「700円」を「800円」に改め、同号エ(ウ)中「1,050円」を「1,200円」に改め、同号オ中「2,040円」を「2,200円」に改め、同号カ中「1,560円」を「1,200円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,450円」を「3,750円」に改め、同号イ中「5,750円」を「6,250円」に改め、同号ウ中「9,200円」を「1万円」に改め、同号エ中「11,500円」を「1万2,500円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

2 改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。